

保護林における「保護」と「利用」について（案）

- 林野庁通達「保護林制度の改正について」（平成27年9月）では、保護林において、学術の研究、自然観察教育等の場として、積極的な活用を図ることとされている。
- 通達上、これらのための保護林の利用は、コアゾーン・バッファゾーンとも可能。
- 自然観察教育の要素には、登山等の森林レクリエーションを含み得るが、オーバーユースにより保護対象が損なわれること等もあり得ることから、取扱いは以下のとおりとする。
 - 当該保護林の設定目的に支障のない限りは、森林レクリエーションのための利用を許容する。
 - 利用によって当該保護林の設定目的に支障を来している、または、支障を及ぼす恐れがある場合は、保護林管理委員会の意見等を参考に、利用制限を含め、対応策を検討する。